

○曾於市議会議員政治倫理条例施行規則

平成31年3月25日議会規則第1号

曾於市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、曾於市議会議員政治倫理条例（平成31年曾於市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査請求等)

第2条 条例第6条第1項に規定する審査請求は、市民にあっては審査請求書（様式第1号）により、議員にあっては審査請求書（様式第2号）により請求するものとする。

2 議長は、前項の審査請求書（議員からの提出を除く。）が提出されたときは、直ちに曾於市選挙管理委員会に対し、審査請求署名簿に署名をした者が当該審査請求書を提出された日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者であるとの確認を求めなければならない。

3 議長は、審査請求書に不備があるときは、当該審査請求をした者の代表者（以下「審査請求代表者」という。）に対し、補正を求めることができる。

4 議長は、審査請求代表者が前項の規定による補正に従わないときは、当該審査請求を却下し、審査請求却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(審査結果の通知)

第3条 条例第11条に規定する審査請求代表者及び被審査議員への通知は、審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）  
その1

年　月　日

曾於市議会議長 様

(審査請求代表者)

住所

氏名

印

### 審査請求書

曾於市議会議員政治倫理条例第6条の規定により、下記のとおり審査を請求いたします。

記

1 審査請求の対象議員

2 審査請求の対象となる事実

3 審査請求の対象となる事実の内容

4 審査請求の対象となる事実に係る証拠

その 2

審查請求署名簿

審査請求書により、審査を請求する旨、署名します。

注 氏名は、必ず自署してください。ただし、身体の故障等により、自ら署名できない場合は、代筆者の氏名等を明らかにした上、代筆によることができます。

様式第2号（第2条関係）

年　月　日

曾於市議會議長　様

（審査請求者）

代表議員名

印

議員名

印

〃

印

〃

印

〃

印

## 審査請求書

曾於市議會議員政治倫理条例第6条の規定により、下記のとおり審査を請求いたします。

記

1 審査請求の対象議員

2 審査請求の対象となる事由の該当条項

3 審査請求の対象となる事由の内容

4 審査請求の対象となる事由を証する資料

様式第3号（第2条関係）

年　月　日

（審査請求代表者）

様

曾於市議會議長

印

### 審査請求却下通知書

年　月　日付けて請求のあった政治倫理審査調査（審査請求）については、曾於市議會議員政治倫理条例施行規則第2条第4項の規定により、下記の理由により請求を却下することに決定したので通知します。

記

### 却下の理由

様式第4号（第3条関係）

年　月　日

様

曾於市議會議長

印

### 審査結果通知書

年　月　日付けて請求のあった審査請求については、下記のとおり審査の結果を定めたので、曾於市議會議員政治倫理条例第11条の規定により、通知します。

記

1 審査請求の対象となる議員

2 審査結果